

監視委員会現地調査 概要

日 時 平成13年9月21日

参加委員 金子委員長、北澤委員、木村委員、桜井委員、長谷川委員、有賀委員、唐沢委員

急傾斜地崩壊対策事業 横湯	
北沢委員	<p>工法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面が崩れるのは水が集まるのが原因なので、水が法面に集まらないように裏側の水の処理・流末の処理をしっかりと行うこと。 ・切り土が人家近辺まで進んだ時、家の裏側の斜面の処理はハードな工法が必要である。 ・斜面の上部に崩壊斜面があり、人家や寺があるのでその処理をしっかりと行なうこと。 ・水の処理に斜面崩壊防止がかかっている。 ・植生については土質上大丈夫である。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なら人家近辺の工法も報告してもらえればよい。
桜井委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今年盛土した所で26種類の植物が確認された。木が7種ニセアカシア、ヌルデ、アケビ、ヤシャブシ、クサギ、クズ等が確認された。ニセアカシアとヤシャブシは大きくなると困る。 ・出来るだけ早く低木で被覆する必要がある。ツツジだけでなく、現地にふさわしいもので実生ポット苗を植える。 ・周辺から種を採り、2年物の苗を植えればよい。自然淘汰されていく。 ・花が咲く低木を植えるのも良いが、あまり周辺と違和感のある植樹は良くない。法面の崩落防止に役立つ低木を主とする植生に。 ・小段には高木が植えられる。コブシ、ヤマザクラ等低木とよく調和して植えるべき。今年から種を採って住民参加によるポット苗を準備していくべきである。 ・法面の草本木は地元種で植栽すべき。カゼクサ、チカラシバの活用を考えたらどうか。
木村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・これから工事を行なうところは景観が一変するので、景観対策は慎重に行なう必要がある。今後いろいろな意見が出てくると思う。 ・法面の維持管理、特に小段のU字溝には土砂がたまっていたので、維持管理はきちんと考えること。 ・急傾斜地崩壊対策事業の指定は、がけの直高が5m以上、人家5戸以上等というように地形条件だけで規定されてしまう。法律の一律な基準にとらわれず、地質等や周辺の土地利用と関連して考え

	て、何故この地域が危険なのか、住民にしっかりとわかるようにすべき。法律では土質に関係なく、ある基準を満たしていれば「危険」と認定されてしまう。
有賀委員	・ 人家近くの木を伐採する時は、地元以外の人から抗議もあると思うので、一般の人にも分かるよう、目で見える模型等を作り、事業の必要性を理論武装してしっかり対応しておくこと。
唐沢委員	・ 高木を切った時、住民も危険を感じると思うので不安をなくすように説明責任をしっかりとってもらいたい。また、なるべく高木を切らないように出来るか検討してもらいたい。 ・ 工事中の土砂崩落等、危険防止に十分注意すること。
有賀委員	・ 木を5、6本でも残せばよいのだが……。工夫してもらいたい。
長谷川委員	・ ミズヒキソウのほか、名前はわからないがかわいい紫色の花が法面に咲いていたので、そういうものの移植も検討してほしい。危険な箇所なので環境に配慮し、早期に完成させてほしい。
【砂防課】	・ 水の処理や法面の景観には十分配慮したい。 ・ 残せる樹木等は残せるように配慮したい。 ・ 花の移植についても検討したい。

河川改修 千曲川（桑名川）	
桜井委員	・ トンネルのズリで植生に適した粒子の細かい土砂が得られるのか、量的な見通しをしっかりと検討のこと。 ・ 表面の植生も外来種の吹付けではなく、国産のいい植物を開発して使ってほしい。試験的にやってみようか、検討されたい。
木村委員	・ 河川工事の暫定断面、完成断面等の用語は住民には分かりづらい。暫定断面というと、せっかく工事しても水害にあうのではないかと不安になる。もう少し分かりやすい言葉で説明してほしい。
【河川課】	・ 川の延長は長く、事業費的に総てを一気に改修できない。上流を改修することで、下流が水害に遭うこともあるので、暫定的に改修しなければならない箇所もある。 ・ 住民に分かりやすい説明は行なっていきたい。
北沢委員	・ 治水計画は確率雨量で計算するが、立ヶ花等の観測地点の流量の実測と計算値との違いはどのくらいあるのか立証できないか。流量を測定する場所をもっと設け、実測値と計算値との整合を早期に検討すべきである。実測値から推定する必要もあるのでは。治山、砂防ダム等を活用して流量を測定したらどうか。

桜井委員	<p>・河川法が改正されて住民の意見を聞くことになったが、一般の人は、いつも穏やかな川しか見ていない。100年に一度の洪水や50年に一度の洪水を見るチャンスがなく、またそれを想像できる能力も無いので、この程度の改修で良いといった判断をしかねない。行政は住民に分かりやすく説明し、理解を深めるよう、啓発すべきである。</p> <p>・どのくらいの雨量まで緑のダムで対応出来るのか、それ以上の場合はダム以外の方法ではどうなるのか、といった説明が必要である。治水計画の手順を住民が自分の頭で考えることができるような、分かりやすい説明資料をA4で4ページ程度のリーフレットを作成し、説明・啓発すべきである。</p>
木村委員	<p>・構想計画 基本計画 実施計画と計画が移っていくが、現状と完成断面だけを説明するのではなく、工事途中での状況も段階的に住民に説明すべきである。なるべくきめ細かい計画説明をしていく必要がある。</p>